

～障がいがある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指して～

障害者差別解消法が できました

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。この法律は国・市区町村といった行政機関や会社、お店などの民間事業者による、障がいを理由とする差別をなくすためにつくられました。全ての国民が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を大切にしながら一緒に生きる社会を目指しています。

障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。
不当な差別的取り扱いは、正当な理由がないのに、障がいがあるということと商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることです。

また、障がいのある人が社会参加するために必要なことを考えて、障がいのある人の申し出により、その状況に応じた変更や調整などをお金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことを「合理的配慮の提供」といいます。そして、これを行わないこと（合理的配慮の不提供）も差別に当たります。

まずはお互いを知りましょう

障がいには身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などいろいろな種類があり、特徴や必要な配慮もそれぞれ違います。

車いすを利用している人にエレベーターがない場所で上下の階を移動するよう求めたり、目の見えない人に点字や音声による案内のない文書で重要なお知らせをしたりするなど、その人の状況に応じた配慮が十分にできないこと（結果的に差別的な扱い）（不作為による差別）をしてしまうことがあります。

全ての障がいについて、その特徴やどんな配慮が必要かを理解するのは大変なことかもしれません。まずは、あなたのすぐ身近にいる障がいのある人に目を向け、自分ができるところを考えてみましょう。困っている様子があればこちらから声を掛け、手助けが必要なら何をしてほしいかを確認することが基本です。そして、徐々にお互いを知ろうとすることが、障がいがある人もない人も共に暮らしやすい地域をつくるための一歩になります。

なお、さまざまな障がいの特徴や対応をまとめたパンフレットを作成しました。福祉課で配布していますのでぜひ活用してください。

職員対応要領を作成しました

可見市においても、職員が障がいのある人に差別的取り扱いをしないように、また合理的配慮を行えるように職員対応要領を作成しました。さまざまな障がいの特性を理解し、どのような配慮が必要かを職員自らが気づき、思いやりを持って対応するためのマニュアルを行っています。

今後は、障がいに関する知識の普及や啓発を行うため、職員研修などを行っています。

合理的配慮を提供してほしいときは

市役所や市の機関（各連絡所など）で差別的取り扱いを受けた場合や、障がいのない人と同じように利用できるよう何らかの配慮をしてほしいという希望がある場合には、市役所に相談してください。障害者差別解消法の窓口は福祉課ですが、どの部署にお話ししたいいても、関連する部署で検討し、その結果をお知らせします。もし結果に納得がいかない場合には、外部機関である地域障害者差別解消協議会が調整を行います。

問合せ 福祉課

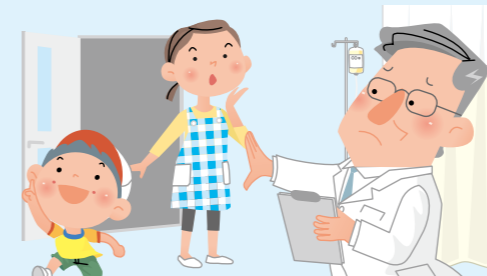
障がいを理由とする差別の事例 こんな場面で困ったことはありませんか？

不当な差別的取り扱い

飲食店で車いすの人が移動できるスペースがあるのに入店を断る。



知的障がいや発達障がいなどの症状からじっとしてられない人に、病院の診察を断る。



合理的配慮の不提供

目が見えないことを知りながら、商品やサービス内容を口頭で説明しない。



耳が聞こえないことを知りながら、筆談など音声以外のコミュニケーションをしない。



知っておいてほしい さまざまな障がいの特徴

※もっと詳しく知りたい人のために、福祉課でパンフレットを配布しています。

- 視覚障がい**
視力、視野、色覚などの障がいにより、生活に支障が出ている状態です。全く見えない人や、視力があっても見えづらさを抱えている人がいます。物の位置関係を把握できず、移動することが困難であるなど、さまざま生活のしづらさを抱えています。
- 聴覚障がい**
耳の疾患などにより、先天的もしくは後天的に聴力に異常が生じている状態です。全く聞こえない人もいますし、音がしているのは分かっても言葉として認識できない人もいます。
- 肢体不自由**
体の動きに関する器官（手足・胴体・体幹に関わる部位）が疾病や事故によって損失したり、動かすことが難しい状態です。物を持つ、移動するなど日常生活に欠かせない動作ができなくなるため、義手や義足、車いすなどで機能を補うことや他者の支援が必要になります。
- 内部障がい**
内臓（心臓、腎臓、呼吸器、肝臓など）の機能が疾病によって損失したり、機能に異常が生じている状態です。外見から

- はどのような障がいかわかりにくいことや、継続的な医療ケアが必要であることが多いなど、生活において制限があることが特徴です。
- 知的障がい**
生まれつき、もしくは発達段階において何らかの原因で知的機能に障がいがあり、社会生活への適応に困難がある状態です。知能の遅れから生じる行動の特徴と、周囲の対応の拙さから生じる行動の特徴（適応困難）があります。
- 障がいの程度はさまざまで、必要な配慮も異なります。障がい軽度で働いている人もたくさんいます。
- 精神障がい**
精神疾患により生活のしづらさを抱えている状態です。統合失調症、うつ病、アルコール使用障がいなど精神疾患はさまざまで、その特徴や症状も異なります。
- 症状の多くは、適切な治療を受け服薬をすれば軽減または消失します。治療を続けながら社会生活を送っている人もたくさんおり、周囲の理解と温かい目が大切です。
- 発達障がい**
生まれつき脳の一部の機能に障がい

- あり、通常と異なる発達過程をたどり、社会生活に支障が出ている状態です。
- 発達障がいのある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションが苦手です。障がいとは気付かれずに、その行動や態度を「自分勝手」とか「変わった人」と思われてしまうことも少なくありません。
- 発達障がいは、いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（LD）などがあります。
- 高次脳機能障がい**
交通事故や脳血管障害などの病気により、脳に損傷を受けることで生じる障がいです。損傷する部位によって記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの症状が出ます。
- 難病**
難病は、国の難病対策要綱で次のように定義されています。
- ①原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病